

十勝地域産業活性化協議会設置・運営要綱

(目的)

第1条 この協議会は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに同条第5項の規定による同意を得た基本計画（以下「同意基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他地域における産業集積の形成又は産業集積の活性化に関し必要な事項について協議を行うことにより、十勝地域（第3条第1号に掲げる各市町村で構成する地域をいう。以下同じ。）における産業集積の形成及び産業集積の活性化のために十勝地域の地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的として設置する。

(名称)

第2条 この協議会は、十勝地域産業活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(構成員)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者を構成員とする。

- (1) 帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
- (2) 北海道
- (3) 帯広商工会議所
- (4) 北海道商工会連合会十勝支部
- (5) 国立大学法人帯広畜産大学
- (6) 公益財団法人とかち財団
- (7) 北海道立帯広高等技術専門学院
- (8) 職業訓練法人帯広地方職業能力開発協会
- (9) 北海道中小企業家同友会とかち支部

(所掌事務)

第4条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議を行うこと。
- (2) 同意基本計画に位置づけられた事業の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (3) その他、目的達成に必要なこと。

(役員)

第5条 協議会に会長1名、副会長1名、監査2名を置く。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合はその職務を代理する。
- 4 監査は、本協議会の会計を監査する。
- 5 役員は協議会で選任する。
- 6 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営)

第6条 協議会は、必要に応じ会長が召集し開催する。

2 会長は、必要に応じ専門部会を設け、専門部会の委員を指名することができる。

(会計)

第7条 協議会の運営費は、負担金その他をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了するものとする。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に協議会の決算を作成し、会計監査を経て協議会の承認を受けなければならない。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、帯広市商工観光部工業労政課に事務局を置く。

(協議会の解散)

第10条 協議会は、同意基本計画の終了時に解散する。

2 前項に関わらず、構成員の4分の3以上の同意がある場合は、協議会を解散することができる。

(その他の必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。